

「船橋市登園届（案）」の訂正箇所は以下の通りです。

【表面について】

- ① 四角内の文章は、篠本先生のご意見を反映いたしました。
「(受診日)令和 年 月 日、(医療機関名)_____において
下記が診断されました。規定の期間の経過と症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので登園します。」に変更しています。
- ② 「溶連菌感染症」を追加しました。
平成 24 年の健康保育研修協議会で次回の検討事項となっておりましたので、小口会長のご意見を反映いたしました。
- ③ 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）の「アデノウイルス」を削除しました。
委員の先生方のご意見にはなかったものですが、咽頭結膜熱のアデノウイルスと混同してしまうという声がありましたので、「ノロウイルス、ロタウイルス等」という表記にいたしました。
- ④ RS ウイルス、ヒトメタニューモウイルス感染症の登園のめやすを「解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと」というように、本田先生のご意見を反映いたしました。

【裏面について】

- ⑤ インフルエンザの登園停止期間の数え方の例 4 ですが、小口会長のご意見を反映し、発症後 4 日目に再度発熱のケースといたしました。
- ⑥ 下部の四角内に、小口会長のご意見の「経過が軽症ではない場合」について、保護者の方にご理解いただけるよう文章を追加しました。

(訂正案)

船橋市登園届(保護者記入)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については一定の療養期間を経過すること、下表の感染症については「登園のめやす」を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

_____ 保育園長あて	
_____ クラス名	
_____ 園児氏名	
(受診日)令和 年 月 日、(医療機関名)_____において 下記が診断されました。規定の期間の経過と症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので登園します。	
_____ 令和 年 月 日 保護者氏名	

【インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の療養期間の数え方】 ※裏面参照

発熱、呼吸器症状などの症状が出現した日を発症日0日目とし、症状がみられた翌日から1日目、2日目...と数える。同様に、解熱及び症状軽快した日を0日目とし、症状が軽快した翌日から1日目と数える。

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	インフルエンザ(A・B)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること
		発症した日: 月 日 解熱した日: 月 日
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過すること ※無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
		発症した日: 月 日 症状が軽快した日: 月 日
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後24~48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症※	解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス感染症※	解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※診断のために検査を受けなければならないということではありません。

インフルエンザの登園停止期間の数え方

その症状がみられた日は算定せず 0 日目とし、その翌日を 1 日目とします。

インフルエンザに罹患後、登園可能となるのは「発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過していること」です。

例1	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症後1日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例2	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症後2日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例3	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後	
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
発症後3日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例4	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後			
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
途中で再度発 熱し、発症後 5日目に解熱 した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症と診断され、回復が思わしくない場合や、以下のような場合には受診をし、登園可能な状態を医師に確認しましょう。

- ・熱性けいれんを起こした場合
- ・水分や食事が十分とれず、元気がない場合
- ・咳がひどく苦しそう、あるいは呼吸をする時に「ゼーゼー」「ヒューヒュー」という音がする(喘鳴)や、「ケンケン」という咳(犬吠様咳嗽)が目立つ場合
- ・発熱が5日以上持続する場合